

グループホームやわらぎ 料金表

平成 27 年 4 月 1 日

利用料金(1ヶ月当り30日として)

認知症対応型共同生活介護費					その他の費用		1日あたり	月当たり (30日として)
基本		医療連携 加算	サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	処遇改善 加算(Ⅱ)	食材料費	部屋代		
要支援2	755 円		6 円	35 円	780 円	1,000 円	2,576 円	77,280 円
要介護 1	759 円	39 円	6 円	37 円	780 円	1,000 円	2,621 円	78,630 円
要介護 2	795 円	39 円	6 円	39 円	780 円	1,000 円	2,659 円	79,759 円
要介護 3	818 円	39 円	6 円	40 円	780 円	1,000 円	2,683 円	80,481 円
要介護 4	835 円	39 円	6 円	40 円	780 円	1,000 円	2,700 円	81,014 円
要介護 5	852 円	39 円	6 円	41 円	780 円	1,000 円	2,718 円	81,548 円

- ※ 処遇改善加算 計算式 サービス費総額【単価】×利用日数×46/1,000＝処遇改善加算【単価】(小数点四捨五入)
 (例)要介護1 (759 + 39 + 6) × 30 日 ×46/1,000 = 1,109.52
 なお、利用日数により処遇改善加算の単位は変動します。
- ※ 部屋代に光熱費等を含みます。
 部屋代については、入院・外泊期間中においても負担していただきます。
- ※ 理美容代等は実費負担となります。
- ※ おむつ(利用者の必要に応じて)は、持って来て頂く事となります。
- ※ 入所して30日以内は30円/日割増となります。
- ※ (実施した場合) 退居時相談援助加算 400 円(1 回のみ)
- ※ 前各号に掲げるものの他、提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用は、協議の上、実費とします。
 (例えば、テレビ、こたつ等が当てはまります。)
- ※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払わない場合があります。
 その場合は一旦ご利用日数に1日あたりの料金を乗じた金額を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。
 サービス提供証明書を、後日、市町村の窓口へ提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。